

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告示	
新たに生じた土地の確認(二五二・市町村課).....	1
字の区域の変更(二五三、二五四・市町村課).....	1
大規模小売店舗の変更に関し聴取した意見の概要(二五五・商工業振興課).....	3
大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出(二五六・商工業振興課).....	3
道路の供用開始(二五七・道路環境課).....	4
道路区域の変更(二五八、二六〇・道路環境課).....	4
開発行為に関する工事の完了(二六一・平鹿地域振興局建設部).....	5
争議行為の予告(二六二・労働政策課).....	6
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課).....	6
土地改良区の役員の住所の変更の届出(北秋田地域振興局農林部).....	6
県営土地改良事業の換地計画の決定(仙北地域振興局農林部).....	6
県営土地改良事業計画の変更(北秋田地域振興局農林部).....	6
県営土地改良事業計画の変更(由利地域振興局農林部).....	6
土地改良区の定款変更の認可(山本地域振興局農林部).....	7
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田地域振興局農林部).....	7
教育委員会告示	
教育委員会会議の開催(七).....	7

告 示

秋田県告示第二百五十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定により、男鹿市の区域内に新たに生じた次の土地を確認した旨同市長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十五年四月四日

秋田県知事 寺田典城

区 域	面 積
男鹿市船川港船川字海岸通り一号 三、四の地先である公有水面埋立地	二、七七七・〇二m ²
男鹿市船川港船川字外ヶ沢 一三八、一四四、一四五、一四七の地先である公有水面埋立地	

秋田県告示第二百五十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、男鹿市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同市長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十五年四月四日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
男鹿市船川港船川字海岸通り一号 三、四の地先である公有水面埋立地	男鹿市船川港船川字外ヶ沢
男鹿市船川港船川字外ヶ沢 一三八、一四四、一四五、一四七の地先である公有水面埋立地	

秋田県告示第二百五十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、山

本郡琴丘町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。
 右の変更の部分は、当該変更区域に係る土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十五年四月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
山本郡琴丘町天瀬川字市野井戸沢 一から三まで、四の一部、五、六、九、一〇の一部、九五の一部、一〇〇の一部、一〇〇の二の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部	山本郡琴丘町天瀬川字大畑
山本郡琴丘町天瀬川字種沢後野 二の五、三、四、六の二、八、九、一〇の三から一〇の五まで、一三の二、一三の三、一四の二、一五の二、三八の二の一部、三八の三の一部、三九から四四までの各一部、四五の二の一部、五一の二の一部、五一の二、一一八の二及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部	山本郡琴丘町天瀬川字若林 一の二及びこの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部並びに九〇に隣接する水路である国有地の一部
山本郡琴丘町天瀬川字市野中ノ沢 二の一部、六の二の一部、六の四の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部	山本郡琴丘町天瀬川字大畑 一の一部
山本郡琴丘町天瀬川字若林 五九の一から五九の四まで、五九の五の一部、六〇の一部、六六の一部、六七の二の一部、六七の二、六七の三の一部、六八の一部、六九、七〇の一から七〇の四まで、七一の一から七一の四まで	山本郡琴丘町天瀬川字市野中ノ沢 二八の二の一部、二八の三の一部、三〇の三の一部

及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部並びに八の地先の水路である国有地の一部	山本郡琴丘町天瀬川字種沢後野
山本郡琴丘町天瀬川字大畑 三五の二の一部及びこの区域に隣接する水路である国有地の全部	山本郡琴丘町天瀬川字市野中ノ沢
山本郡琴丘町天瀬川字大畑 一の一部、一三の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の一部	山本郡琴丘町天瀬川字若林
山本郡琴丘町天瀬川字市野大石沢 二五の三、二九の一、二九の二	山本郡琴丘町天瀬川字若林
山本郡琴丘町天瀬川字市野寺沢 二五の三及びこの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部	山本郡琴丘町天瀬川字若林
山本郡琴丘町天瀬川字若林 一の二の一部、一の二の一部、二、三の二、三の二、四の二の一部、四の七、五、六の二、七の二の一部、八の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部	山本郡琴丘町天瀬川字若林
山本郡琴丘町天瀬川字市野十八坂 一の二及びこの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部並びに九〇に隣接する水路である国有地の一部	山本郡琴丘町天瀬川字若林
山本郡琴丘町天瀬川字大畑 一の一部	山本郡琴丘町天瀬川字若林
山本郡琴丘町天瀬川字市野中ノ沢 二八の二の一部、二八の三の一部、三〇の三の一部	山本郡琴丘町天瀬川字若林

<p>部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部</p> <p>山本郡琴丘町天瀬川字市野十八坂 一〇二の三、一〇二の四、一〇四の二、一〇五の 一から一〇五の四まで、一〇六の一、一〇八の一、 一〇九、一一〇の一、一一〇の二、一一〇の三、一一〇 の三の一部、一一一の二及びこれらの区域に隣接 介在する道路、水路である国有地の一部並びに一 〇二の一、一〇二の二に隣接する水路である国有 地の全部</p>	<p>山本郡琴丘町天瀬川字若林 一の一の一部、一の一の一部、一の一</p>	<p>山本郡琴丘町天瀬川字市野十八坂 一一の一から一一の三まで、一三の一、一四の一、 一五、一六の三、一六の四、一七の四から一七の 六まで</p>	<p>山本郡琴丘町天瀬川字市野大石沢 七五の二、七五の三、七六の四、七七の七、八〇 の九及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路 である国有地の全部並びに八〇の八に隣接する道 路、水路である国有地の全部、字市野寺沢二四の 一に隣接する道路である国有地の一部</p>
	<p>山本郡琴丘町天瀬川字市野十八坂</p>	<p>山本郡琴丘町天瀬川字市野五輪坂</p>	<p>山本郡琴丘町天瀬川字市野寺沢</p>

秋田県告示第二五十五号
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年四月四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
琴丘ショッピングセンター
山本郡琴丘町鹿渡字浜村下七十五番外
琴丘町長の意見
- 二 意見なし
- 三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要
意見書の提出なし
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間
 - (一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
琴丘町役場 企画課
 - (二) 縦覧期間
平成十五年四月四日から同年五月六日まで

秋田県告示第二五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十五年四月四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 届出事項の概要
 - (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原 田 昭 彦
秋田市土崎港北一丁目六番二十五号
 - (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
天王ショッピングセンター
南秋田郡天王町天王字蒲沼六十三番二十三外
 - (三) 変更する事項
 - (1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
マックスバリュ東北株式会社
 - ア 変更前 開店時刻 午前九時 閉店時刻 翌日の午前零時
 - イ 変更後 二十四時間営業

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ア 変更前 午前八時三十分から翌日の午前零時三十分まで
 - イ 変更後 二十四時間利用可能
- (四) 変更の年月日
平成十五年三月二十一日
- (五) 変更する理由
消費者の利便性を考慮して
- 二 届出年月日
平成十五年三月二十日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間
縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
天王町役場 産業課
- (二) 縦覧期間
平成十五年四月四日から同年八月四日まで
- 四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
意見を述べる者の氏名及び住所
意見の対象となる大規模小売店舗の名称
意見を述べる理由

一 道路の区域

県道	道路の種類		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	旧新別	新					
			横手東由利線	平鹿郡平鹿町上吉田間内字中山一〇一番一	地先から九一番地先まで	六・七〇~一〇・〇〇	〇・三〇七
			横手東由利線	"	"	一〇・〇〇~四一・〇〇	〇・三〇七

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十五年四月四日から同月十七日まで

- 秋田県告示第二百五十七号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十五年四月四日
秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区	間
県道	森岳鶉川線	山本郡山本町森岳字山崎二八番から字町尻二番一	地先まで

- 一 供用開始の区間
- 二 供用開始の期日 平成十五年四月四日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十五年四月四日から同月十七日まで

- 秋田県告示第二百五十八号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成十五年四月四日
秋田県知事 寺田典城

- 秋田県告示第二百五十九号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十五年四月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道 道	道路の種類		路 線 名	区 区	間 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
	二井山大森線	二井山大森線				二二・〇〇〇～一六・〇〇〇	〇・九〇〇
	二井山大森線	二井山大森線				二二・〇〇〇～一九・〇〇〇	〇・九〇〇

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十五年四月四日から同月十七日まで

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十五年四月四日

秋田県告示第二百六十号

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道 道	道路の種類		路 線 名	区 区	間 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
	金沢吉田柳田線	金沢吉田柳田線				五・〇〇〇～二二・〇〇〇	一・〇九五
	金沢吉田柳田線	金沢吉田柳田線				五・〇〇〇～二二・〇〇〇	一・〇九五
	金沢吉田柳田線	金沢吉田柳田線				一三・五〇〇～四二・〇〇〇	一・〇八五

(この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。)

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十五年四月四日から同月十七日まで

二月六日付け指令平建 八百十九 七で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成十五年四月四日

秋田県告示第二百六十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十五年

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 横手市新藤柳田字持田二百三十四番地

秋田県知事 寺 田 典 城

- 山 本 眞喜子
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
 - 横手市大屋新町字大平九十九番三十九、九十九番四十、九十九番四十一、九十九番四十二、九十九番八十六、五百十六番一、五百十八番一、五百十九番一、五百二十番、五百二十一番一、五百二十一番四、五百五十八番一、五百五十八番三、六百十六番、六百十七番、六百十八番、六百十九番、六百二十番、六百二十一番、六百二十二番
 - 横手市婦気大堤字田久保一番八十一

秋田県告示第二百六十二号

平成十五年三月三十一日秋田赤十字病院労働組合執行委員長大海久善から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、公表する。

平成十五年四月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 事件
 - (一) 増員及び労働条件改善に関すること。
 - (二) 賃金及び手当に関すること。
 - (三) 福利厚生に関すること。
 - (四) その他
- 二 日時
 - 平成十五年四月七日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたって行う。
- 三 場所
 - 秋田市上北手猿田宇苗代沢二百二十二番一号
 - 秋田赤十字病院
- 四 概要
 - 救急外来患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十五年四月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 申請のあった年月日
 - 平成十五年三月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
 - 特定非営利活動法人 ファミーユ
- 三 代表者の氏名
 - 菊 江 清 子
- 四 主たる事務所の所在地
 - 湯沢市愛宕町三丁目二番三〇号
- 五 定款に記載された目的
 - この法人は、在宅で援助が必要な高齢者やその家族、その他の手助けを必要とする人々に対して、住民参加とたすけあいの精神のもとに、地域に根ざした介護サービスを提供し、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に与することを目的とする。

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 変更前の理事の住所及び氏名
 - 北秋田郡田代町岩瀬字田の沢二十一番地 齋 藤 一
 - 二 変更後の理事の住所及び氏名
 - 北秋田郡田代町山田字茂屋上恵土三十五番地 齋 藤 一
- 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
- 平成十五年四月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称
 - 県営土地改良事業(大杉地区ほ場整備事業)担い手育成型(一)換地計画書の写し
- 二 縦覧期間
 - 平成十五年四月七日から同年五月六日まで
- 三 縦覧場所
 - 南外村役場

次の者から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更し

たので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年四月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 北秋田郡上小阿仁村仏社字小沢口十五番地一齊藤勝義ほか十五人

(一) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（上仏社地区土地改良総合整備事業（一般型））計画書の写し

縦覧期間 平成十五年四月七日から同年五月六日まで

(三) 縦覧場所 上小阿仁村役場

二 北秋田郡鷹巣町綴子字宮本百八十四小笠原喜一ほか十六人

(一) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（合地地区ほ場整備事業（担い手育成型））計画書の写し

縦覧期間 平成十五年四月七日から同年五月六日まで

(三) 縦覧場所 鷹巣町役場

三 北秋田郡鷹巣町七日市字三ノ渡六三三上寛ほか十五人

(一) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（三ノ渡地区ほ場整備事業（担い手育成型））計画書の写し

縦覧期間 平成十五年四月七日から同年五月六日まで

(三) 縦覧場所 鷹巣町役場

四 北秋田郡鷹巣町七日市字階沢口三十六清水修智ほか十四人

(一) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（松沢地区ほ場整備事業（担い手育成型））計画書の写し

縦覧期間 平成十五年四月七日から同年五月六日まで

(三) 縦覧場所 鷹巣町役場

本荘市上野字上野百五十一番地猪股則雄ほか十四人から申請があつた県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年四月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（上野新田地区ほ場整備事業（担い手育成型、区画整理型））変更計画概要書の写し

縦覧期間 平成十五年四月七日から同年五月六日まで

(三) 縦覧場所 鷹巣町役場

二 縦覧期間 平成十五年四月七日から同年五月六日まで

三 縦覧場所 鷹巣町役場

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、八竜町鶴川土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十五年三月二十七日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十五年四月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、八竜町鶴川土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十五年三月二十七日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十五年四月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、八竜町鶴川土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十五年三月二十七日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

二 縦覧期間 平成十五年四月七日から同年五月六日まで

三 縦覧場所 本荘市役所

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、八竜町鶴川土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十五年三月二十七日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十五年四月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、雄和土地改良区から次のとおり役員（退任及び就任）の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年四月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名

河辺郡雄和町石田字中大部五十番地十

就任理事の住所及び氏名

河辺郡雄和町萱ヶ沢字土橋二十三番地

京 極 昇

京 極 正 吉

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第七号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十五年四月四日

秋田県教育委員会委員長 太 田 宥 子

一 日時 平成十五年四月八日 午後三時

二 場所 教育委員会室

三 案件

(一) 平成十五年度秋田県教科用図書選定審議会委員の任命について

(二) その他

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄